蒲郡市空家等適正管理条例等施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）及び蒲郡市空家等適正管理条例（平成２５年蒲郡市条例第１７号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第２条　条例第６条の規定による情報提供は、空家等情報提供書（第１号様式）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

２　市長は、前項の情報提供を受けたときは、空家等情報受付簿（第２号様式）及び空家等適正管理台帳（第３号様式）に、当該情報を記録し、整理するものとする。

（協議会の会長及び副会長）

第３条　条例第８条に規定する蒲郡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（立入調査）

第４条　条例第９条第３項の規定による立入調査に係る事前通知は、空家等適正管理に係る立入調査実施通知書（第４号様式）により行うものとし、同条第４項に規定する身分を証明する証票は、立入調査員証（第５号様式）とする。

（緊急安全措置）

第５条　条例第１０条の規定により所有者等の同意を得られたときは、空家等緊急安全措置実施同意書（第６号様式）の提出を受けるものとし、緊急安全措置を実施するときは、当該所有者等に対し、空家等緊急安全措置実施通知書（第７号様式）により通知するものとする。

（助言又は指導）

第６条　条例第１１条の規定による助言は、原則として口頭により行い、同条に規定する指導は、空家等適正管理指導書（第８号様式）により行うものとする。

（勧告）

第７条　条例第１２条の規定による勧告は、空家等適正管理勧告書（第９号様式）により行うものとする。

（命令）

第８条　条例第１３条の規定による命令は、空家等適正管理命令書（第１０号様式）により行うものとする。

２　法第１４条第４項の規定による事前通知は、命令に係る事前の通知書（第１１号様式）により行うものとする。

３　法第１４条第４項の規定による意見書の提出は、命令に係る事前の通知に対する意見書（第１２号様式）により行うものとする。

４　法第１４条第５項の規定による公開による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書（第１３号様式）により行うものとする。

５　法第１４条第７項の規定による通知は、公開による意見聴取通知書（第１４号様式）により行うものとする。

（代執行）

第９条　条例第１４条の規定による行政代執行（以下単に「行政代執行」という。）を行う場合における行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定による戒告は、戒告書（第１５号様式）により行うものとする。

２　行政代執行を行う場合における行政代執行法第３条第２項の規定による通知は、代執行令書（第１６号様式）により行うものとする。

３　行政代執行を行う場合における行政代執行法第４条に規定する証票は、行政代執行責任者証（第１７号様式）とする。

（その他）

第１０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。